

国際人権条約における知的財産

松井章浩*

目次

- 1 はじめに
- 2 世界人権宣言における知的財産
- 3 国際人権規約における知的財産
- 4 おわりに

1 はじめに

薬師寺公夫は最初の公表論文「国際人権条約に於ける財産権」において、国際人権規約の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下、「自由権規約」とする）から財産権条項が欠落した背景を検討して、国際人権条約における財産権の地位を明らかにしようとした¹⁾。すなわち、国際人権規約の制定過程においては、そもそも資本主義経済諸国と社会主義経済諸国における財産権の位置づけの相違が存在し、さらに、途上国を中心に人民の自決権に基づく天然資源に対する自由処分権の主張、および、途上国に所在する外国法人の経済的特権を基本的人権である財産権から除外する主張が展開された結果、自由権規約には財産権条項が盛り込まれなかった、という当時の国際社会の構造を示したのである²⁾。

決して財産権が人権ではないと考えられていたのではない。財産権をめ

* まつい・あきひろ 大阪工業大学大学院知的財産研究科准教授

1) 薬師寺公夫「国際人権条約に於ける財産権(一)」法学論叢105巻2号61頁以下(1979年)。

2) 薬師寺公夫「国際人権条約に於ける財産権(二)」法学論叢106巻2号58頁以下(1979年)。

ぐる見解の対立を解消することができなかつたのである。世界人権宣言第17条が財産権を規定しているが、世界人権宣言は法的拘束力のない文書である。欧州人権条約第一追加議定書第1条も財産権を規定するが、第一追加議定書が成立した当時においても、欧州人権条約は資本主義経済を基礎とする同質の諸国間において結ばれた地域的な条約であった³⁾。国際人権規約は法的拘束力があり、かつ、普遍的であるがゆえに、財産権条項を欠落させざるをえなかつたのである。

これに対して、国際人権規約は知的財産に関する条項を有すると説明されている⁴⁾。国際人権規約のうち、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(以下、「社会権規約」とする)の第15条1項(c)をみると、締約国にはすべての者の「自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利」を認めることが義務づけられている。

社会権規約第15条には「知的財産」、あるいは、「知的財産権」⁵⁾ という語が直接に用いられているわけではないが、知的財産に関する規定であることは確認されてきた。たとえば、2000年8月17日に国連人権委員会の人権保護推進小委員会が採択した「知的財産権と人権」決議は、「科学技術の進歩を享受する権利と衛生、食料、自活の権利との不可分性」を適切に反映していない TRIPS 協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附

3) もっとも、財産権条項の審議過程においては大きな対立が存在していた。門田孝「欧州人権条約における財産権保障の構造(一)」*広島法学*29巻4号3頁-17頁(2009年)。葉師寺、前掲注(1)、76頁-86頁。

4) たとえば、Maria Green, *Drafting History of the Article 15 (1) (c) of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights*, UN Doc. E/C.12/2000/15, p.2; Laurence R. Helfer and Graeme W. Austin, *Human rights and Intellectual Property: Mapping the Global Interface*, Cambridge University Press, 2011, pp. 171-173. 鈴木將文「I. 知的財産と人権の関係について」一般財団法人国際貿易投資研究所公正貿易センター『国際知財制度研究会』報告書(平成24年度版)49頁-50頁。

5) 「知的財産」、および、「知的財産権」について、本稿ではさしあたり知的財産基本法第2条の定義を参考にして、発明、著作物といった保護の客体を「知的財産」とし、特許権、著作権といったその客体に関する権利を「知的財産権」とする。

属書 1C) における知的財産権の枠組が国際人権法と抵触していることを指摘する前提として⁶⁾、社会権規約第15条 1 項(c)にいう「科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利」が人権であることを確認している⁷⁾。このことからすると、社会権規約第15条 1 項(c)が知的財産権と人権を結びつける規定であると理解することができよう。

それでは、国際人権規約において、財産権条項が欠落したのに対して、知的財産に関する条項が設けられたのにはどのような背景があったのであろうか。というのも、知的財産の位置づけについても、資本主義経済諸国と社会主義経済諸国との間に相違があることには変わりなかったからである。かつての社会主義経済諸国のなかには、発明を実施する権利を国に帰属させる代わりに、発明者に「発明者証」を発行して、発明者は国から報償を得る権利を有するという制度を採用する国があった。知的財産の国際的保護に関する伝統的な条約である「工業所有権の保護に関するパリ条約」(以下、「パリ条約」とする)の第4条 I は、発明者による発明者証の出願が特許出願と同様に優先権を生じさせることを規定している。これは1967年のストックホルム改正条約において新たに挿入された規定であり⁸⁾、一定の発明を実施する権利を私人に保有させずに、国が独占するという制度を採る社会主義経済諸国に対応するための規定である。

さらに、社会権規約第15条を確認した国連人権委員会人権保護推進小委

6) Intellectual property rights and human rights, United Nations Economic and Social Council Commission on Human Rights Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights Resolution 2000/7, U.N. Doc. E/CN.4/SUB.2/RES/2000/7, para.2.

7) *Ibid.*, para.1.

8) Sam Ricketson, *The Paris Convention for the Protection of Industrial Property: A Commentary*, Oxford University Press, 2015, p.379. G. H. C. Bodenhausen, *Guide to the Application of the Paris Convention for the Protection of Industrial Property as Revised at Stockholm in 1967*, pp.58-60. Stephen P. Ladas, *Patents, Trademarks, and Related Rights*, Harvard University Press, 1975, vol. 1, pp. 380-382. 後藤晴男『パリ条約講話〔第13版〕』(発明協会, 2007年) 218頁 - 221頁。

員会の「知的財産権と人権」決議は、TRIPS 協定と国際人権法との抵触を問題としていた。知的財産をめぐる先進国と途上国の対立もいまや周知のものである。知的財産の高い保護を求める条約は技術を独占している先進国企業を利するものであり、途上国には不利でしかないという主張は繰り返されており、TRIPS 協定の制定過程当初から対立した点である⁹⁾。現在も知的財産の高い保護を求める先進国と、知的財産の保護に対する制限を求める途上国の主張が対立しているのである¹⁰⁾。こうした対立は、知的財産の国際的保護に関する条約に人権の観点を持ち込まれていることを示しているのと同時に、国際人権規約の財産権条項をめぐる議論において途上国における外国法人の経済的特権の保護に繋がるものが警戒されていた状況を想起させる。

そこで、本稿は、国際人権条約から見る知的財産の光景、すなわち、国際人権として知的財産を保護する条項が設けられた背景とそうした条項の射程を素描することにより、国際人権と知的財産の国際的保護の法的攻防の一端を示すものである。

2 世界人権宣言における知的財産

(1) 世界人権宣言第27条 2 項の起草過程

仮に国際人権文書に定義された人権を「国際人権」とするならば、国際人権として知的財産が取りあげられた端緒は世界人権宣言に見いだすことができる。社会権規約第15条 1 項(c)は、すべての者の「自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利」を定めているが、この規定は基本的に世界人権宣言第27

9) たとえば、尾島明『逐条解説 TRIPS協定』(日本機械輸出組合、1999年) 3頁-7頁。

10) TRIPS 協定について、Hiroko Yamane, *Interpreting TRIPS*, Hart Publishing, 2011。また、山根裕子『知的財産権のグローバル化』(岩波書店、2008年)、末吉洋文「知的財産法における国際人権法の位相」帝塚山法学12号314頁-354頁(2006年)。

条2項、すなわち、「すべての者は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する」という規定に依拠している。そこで、少なくとも今日、知的財産といわれている創作者の権利を国際人権として保護する条項が設けられた背景を知るために、最初の手がかりとして、世界人権宣言第27条2項の起草過程を紐解いてみよう。

国連人権委員会第1会期に国連事務局が提出した国際人権章典草案概略をみると、文化的な生活に参加する権利を定める第27条1項に対応する条文案、すなわち、「すべての者は、社会の文化生活に参加し、芸術を享受し、並びに、科学の利益にあずかる権利を有する」という条文案が示されているのみである¹¹⁾。この文化的な生活に参加する権利の規定に対して、チリ代表から「商標、特許、著作権を保護する法はすべての人が科学の利益にあずかることを妨げる独占の創設のために使われないことに注意を払うべきである」という見解が示されていたが¹²⁾、第27条2項に対応する条文案は提示されていなかった。

第27条2項の原型は、人権委員会第1会期の起草委員会におけるフランスの提案である。フランス提案の第38条として、「すべての芸術的、文学的、科学的作品の創作者および発明者は、単なる労働の報酬に加えて、その創作および（または）発見が人類の共同の財産となった後でさえも消滅しない創作および（または）発見に対する人格権を有する」という規定の挿入を提案した¹³⁾。しかし、このフランス提案は広い支持を得られなかった。フランス代表はこの提案が芸術家の金銭的な権利だけでなく、精神的な権利、あるいは、人格権を保護する意図があることを説明した。一方、起草委員会委員長を務めた米国代表は、フランス提案があらゆる個人の権利ではなく、創作者や発明者といった特定の集団の権利に言及してい

11) UN Doc. E/CN.4/AC.1/3.

12) UN Doc. E/CN.4/AC.1/3/Add.1, p.356.

13) UN Doc. E/CN.4/AC.1/W.2/Rev.2, p.7.

るので、世界人権宣言の対象外であり、削除すべきとし、英国代表もフランス提案の内容は著作権の領域のものであるとして、委員長の見解に同意した¹⁴⁾。結局、フランス代表も人格権の問題は条約により実施されるものであるとして、フランス提案の第38条は脚注に移動することに同意し¹⁵⁾、この規定が国際条約において検討されるものであることが付記されるに留まった¹⁶⁾。それでもなお、フランス代表は人権委員会第2会期の起草委員会には修正した条文案として、「創作的作品の創作者および発明者は、経済的権利とは別に、その作品または発見に対する人格権を有する。この人格権は、経済的利益が消滅した後も消滅しない」という案を提示し¹⁷⁾、人権委員会第3会期でも同じ提案を繰り返した¹⁸⁾。

フランス代表が人格権条項を繰り返し主張した背景の一つとして、世界人権宣言の起草と同じ時期に、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(以下、「ベルヌ条約」とする)の改正作業が行われていたことが影響したと指摘されている¹⁹⁾。ベルヌ条約第6条の2は「人格権」という語を用いていないが、「著作者は、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する」と定める。この第6条の2を導入した1928年のローマ改正会議において、英国をはじめとする英米法系諸国の主張により、「人格権 (moral right)」は本文に明記されず、「名誉又は声望 (honor or reputation)」という語が採用されていた。1948年のブリュッセル改正会

14) UN Doc. E/CN.4/AC.1/SR.15, p.5.

15) *Ibid.*

16) UN Doc. E/CN.4/21, Annex G, p.81.

17) UN Doc. E/CN.4/95, p.13.

18) UN Doc. E/CN.4/82/ADD.8, p.6.

19) Johannes Morsink, *The Universal Declaration of Human Rights: Origins, Drafting and Intent*, University of Pennsylvania Press, 1999, p.220.

議において、ベルギー、フランスなどの大陸法系諸国が著作作者人格権を強化するために、「名誉又は声望」を「精神的利益（spiritual interests）」に変更しようと主張していた²⁰⁾。フランスの主張には、著作作者人格権を確固たるものにしたという背景があったのである。

人権委員会第3会期の途中、フランス代表は新たに、「すべての者は、自らが創作者である発明、または、文学的、若しくは、科学的、芸術的な作品に関する精神的利益および物質的利益の保護を与えられる」という条文案を提示した²¹⁾。この提案に対して、インド代表や英国代表は反対の意思を示した。というのも、知的財産権の問題は財産権条項で処理されるべき事項であり、また、創作者という特定の人を選び出す規定であり、世界人権宣言には不相当であるというのである²²⁾。他方、チリ代表、ウルグアイ代表はフランス提案を支持した。世界人権宣言と同じく1948年に米州機構（Organization of American States）が採択した「人の権利及び義務に関する米州宣言（米州人権宣言）」第13条は、「すべての者は、自らが創作者である発明、または、文学的、若しくは、科学的、芸術的な作品に関して、精神的利益および物質的利益の保護を求める権利を有する」と規定しており、ほとんど同じ文言で構成されているフランス提案はラテンアメリカ諸国にとって親和的なものであったからである²³⁾。しかし、米国代表は、世界人権宣言が米州人権宣言よりも短いものであること、米州人権宣言は国際法の問題として著作権を扱っていることを指摘して、フランス提案に反対した。その結果、賛成5、反対6、棄権6の反対多数でフラ

20) Sam Ricketson, *The Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works: 1886-1986*, Centre for Commercial Law Studies, Queen Mary College, and Kluwer, 1987, pp.463-464. World Intellectual Property Organization, *Guide to the Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works (Paris Act 1971)*, 1978, p.41.

21) UN Doc. E/CN.4/SR.70, p. 6.

22) *Ibid.*

23) *Ibid.*, pp.6-7. Audrey R. Chapman, Approaching intellectual property as a human right: obligations related to Article 15 (1) (c), in United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *Copyright Bulletin*, Vol. 35, No. 3, 2001, p.11.

ンス提案は採択されなかったのである²⁴⁾。

ところが、第3回国連総会第3委員会は創作者の権利に関するフランス提案を認めることになる。フランス代表が提案を繰り返しただけでなく²⁵⁾、キューバ代表とメキシコ代表が米州人権条約第13条とほぼ同じ内容の条項を提案したことが契機となった²⁶⁾。その後、フランス、キューバ、メキシコの3カ国の代表は共同で、「すべての者はまた、自らが創作者であるいかなる発明、または、文学、科学、若しくは、芸術的作品の精神的利益、および、物質的利益の保護を求める権利を有する」という条文案を提示した²⁷⁾。

この共同提案をめぐる争点は大きく三つあった。第一に、創作者の権利は「人権」かどうかという点である。フランス代表は、人類を高尚にする研究や作品が無駄にならないようにすることが全体として人類の利益だ、という議論を展開した²⁸⁾。中国代表も共同提案を支持して、創作的な芸術家を保護するだけでなく、あらゆる者の利益を保護することにつながることで、文学的、芸術的、科学的作品はもとの形態で直接に人々が入手可能であるべきであり、それは人格権が保護されるときにのみ達成されると主張した²⁹⁾。これに対して、英国代表は著作権が基本的な人権ではなく、普遍的な世界人権宣言はすべての人に有効な一般的な原則のみを認めるものであると指摘していた³⁰⁾。エクアドル代表も社会の少数者でしかない作家、発明者の権利に一般的な世界人権宣言が特別に言及することは正し

24) UN Doc. E/CN.4/SR.70, pp.6-7.

25) UN Doc. A/C.3/244, p.2.

26) Cuba: Amendments to Articles 23 to 27 of the Draft Declaration (E/800), UN Doc. A/C.3/261, p.1; Mexico: Amendments to articles 3, 6, 7, 14, 23 and 25 of the draft Declaration (E/800), UN Doc. A/C.3/266, p.2.

27) UN Doc. A/C.3/360.

28) UN Doc. A/C.3/SR.150, pp.619-620.

29) UN Doc. A/C.3/SR.151, p.628.

30) UN Doc. A/C.3/SR.150, p.624.

くないと主張した³¹⁾。

第二に、創作者の権利に関する独自の規定を置くかどうかという点である。フランス代表は、重要なのは経済的利益よりも人格的利益であるとしたうえで、多くの科学者が利益よりも精神面を重視し、自らの研究が将来の世代に認められていることを求めていること、さらに、文学的作品や芸術的作品は経済的な損失を一切被ることなく歪められ、戯画化されることもあるので、芸術家や作家には自らの作品を守る権利が与えられるべきことを主張した³²⁾。一般の財産権条項では扱いきれない権利を含んでいるという理解である。これに対して、芸術家や発明者の人格権も一般の財産権条項の範疇であり、特別の規定を置く必要はないという主張がエクアドル代表³³⁾、米国代表³⁴⁾から提起されていた。

第三に、創作者の権利は他の条約、国内法で扱われるべきではないかという点である。メキシコ代表は、国内法や条約による創作者や発明者の権利の保護が有する効果はせいぜい相対的であり、場合によっては効果がないので、国連において作成される世界人権宣言により創作者の権利が必要であることを宣言することが重要である旨を主張した³⁵⁾。これに対して、英国代表は著作権が特別法や国際条約で扱われる問題であるとしていた³⁶⁾、カナダ代表も創作者の特許権、著作権は人権宣言以外の条約で扱われるべきであるとしていた³⁷⁾。また、オーストラリア代表は作家や科学者の権利は保護されるべきであるが、条約により補足される国内法の問題であると主張していた³⁸⁾。

このように対立していた主張は最後まで折り合うことがなかったが、フ

31) *Ibid.*, pp.618-619.

32) *Ibid.*, pp.619-620.

33) *Ibid.*, pp.618-619.

34) *Ibid.*, pp.620-621.

35) *Ibid.*, pp.617-618.

36) *Ibid.*, p.624.

37) UN Doc. A/C.3/SR.151, p.632.

38) *Ibid.*, p.630.

ランス、キューバ、メキシコの3カ国共同提案はラテンアメリカ諸国を中心に支持を受けて³⁹⁾、採決の結果、賛成18（パナマ、ペルー、ポーランド、ウルグアイ、ベネズエラ、アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、中国、コロンビア、キューバ、ドミニカ、フランス、ギリシャ、ホンジュラス、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ）、反対13（スウェーデン、シリア、英国、米国、イエメン、オーストラリア、カナダ、チリ、デンマーク、エクアドル、インド、ノルウェー、パキスタン）、棄権10（サウジアラビア、ウクライナ、ソ連、ユーゴスラビア、アフガニスタン、ベラルーシ、チェコスロバキア、レバノン、ニュージーランド、フィリピン）の賛成多数で採択されることになった⁴⁰⁾。

以上の起草過程が示しているように、世界人権宣言における知的財産の扱いについては大きく見解が分かれ、その射程もかなり限定されているのである。第一に、創作者の権利が重要であることそのものには反対はないものの、それを「人権」として認めるという意図が起草委員会、人権委員会、第3委員会を通じて、十分に醸成されていたわけではなかった。創作者の権利はあらゆる人に直接関係するものではないという指摘があったにもかかわらず、最終的には世界人権宣言に第27条2項として組み入れられたのである。ラテンアメリカのいくつかの国は、米州人権宣言と同様の規定を世界人権宣言にも置くことを支持したが、米国代表によれば、米州人権宣言は世界人権宣言よりも広範な内容を対象にしており、著作権を人権として扱っているわけではなかった⁴¹⁾。何よりも、1948年に採択された当時、米州人権宣言は法的拘束力がある文書とは考えられていなかったし、世界人権宣言もそれ自体は法的拘束力のない文書である。法的拘束力のない世界人権宣言であるからこそ、メキシコ代表が示していたように、国連の権威を借りて、国際平面における創作者の保護を推進することが支

39) Morsink, *supra* note 19, p.221.

40) UN Doc. A/C.3/SR.152, pp.634-635.

41) UN Doc. E/CN.4/SR.70, pp.6-7.

持されたのである⁴²⁾。

第二に、世界人権宣言第27条2項は、あくまでも創作者の権利を対象としており、フランス代表が繰り返し主張したように、その権利も経済的な利益より人格的利益に関わるものを重視している。ベルヌ条約の改正作業と同時期であったことも影響して、人格権のなかでもとりわけ著作者個人の人格権が強調されている。しかし、国連総会第3委員会においてオーストラリア代表が指摘していたように、第27条2項により創作者の権利が保護されるにせよ、誰を保護するのか、そして、どの程度まで保護するのかを世界人権宣言が決定するのは困難であり⁴³⁾、結果として、第27条2項の条文そのものからも起草過程からもその射程を十分に読み取ることができない。第27条1項と2項の関係もとくに議論されていない⁴⁴⁾。法的拘束力のない文書であるからこそ、そして、創作者の保護を推進するという「目標」を示す文書であったからこそ、創作者の権利がどこまで認められるのか、その射程を明確にするという作業は行われなかったのである。

(2) 知的財産の国際的保護に関する条約との関係

世界人権宣言第27条2項は創作者の権利を規定しているが、その権利の内容は必ずしも明らかではなかった。他方、世界人権宣言の内容が国連において検討されていた当時、ベルヌ条約の改正作業が進んでおり、著作者人格権規定が改正作業の対象の一つであった。また、世界人権宣言に創作者の保護に関する規定を挿入することに反対する見解の一つは、創作者の権利は他の条約により解決されるべきものであるというものであり、その条約とは知的財産の国際的保護に関する条約、とりわけ、パリ条約とベルヌ条約のことである。したがって、世界人権宣言第27条2項の内容を少しでも跡づけるために、世界人権宣言の起草段階において前提とされていた

42) UN Doc. A/C.3/SR.150, pp.617-618.

43) *Ibid.*, p.630.

44) Green, *supra* note 4, p.4.

知的財産の国際的保護に関する条約における人格権規定を参照しながら、第27条2項の射程を確認してみたい。

まず問われうるのが、第27条2項の権利を享有するのは誰かということである。第27条2項の「すべての者」の権利を規定しているが、起草過程が示しているように、当初、フランス代表は「創作者」の権利を定める旨の提案を行っていた⁴⁵⁾。この提案に対して、すべての人が共有する人権を対象にする世界人権宣言において、創作者という特定の一部の人のみを対象にする権利は適切ではないとの批判が繰り返されていた⁴⁶⁾。創作者の権利は人権にはなじまないということである。その後、フランス代表の提案、および、フランス、キューバ、メキシコの3カ国代表の共同提案は米州人権宣言第13条を参照し、「すべての者」の権利として、提案を行うようになった⁴⁷⁾。それでもなお、人権として規定するのはふさわしくないとの批判を受け、創作者の権利の保護が人類の利益である、あるいは、あらゆる者の利益を保護することにつながる、との反論が提起されていた⁴⁸⁾。すなわち、特定の個人を保護するだけでなく、創作された知的財産を使用する人の利益にもなるという理解を前提に、創作者という個人の権利を扱っているのである⁴⁹⁾。

一方、知的財産そのものは必ずしも個人の権利の対象となるわけではない。むしろ知的財産の国際的保護という側面から見れば、個人ではなく、法人が有する知的財産権の保護が問題になりうる。たとえば、パリ条約は誰が発明者になるかということについては各国国内法に委ねているが⁵⁰⁾、第3条は、同盟に属しない国の国民であっても同盟国の領域内に「現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するものは同盟国の国民とみ

45) UN Doc. E/CN.4/AC.1/W.2/Rev.2, p.7. UN Doc. E/CN.4/95, p.13.

46) UN Doc. E/CN.4/AC.1/SR.15, p.5. UN Doc. E/CN.4/SR.70, p.6.

47) UN Doc. E/CN.4/SR.70, p. 6. UN Doc. A/C.3/360.

48) UN Doc. A/C.3/SR.150, pp.618-619 and p.624.

49) Green, *supra* note 4, p.4.

50) Ricketson, *supra* note 8, p.389.

なす」としており、法人が「国民」となることを前提としている。ベルヌ条約4条も「いずれかの同盟国に主たる事務所又は常居所を有する者が製作者である映画の著作物の著作者」を保護対象としている。こうした条約と比較すると、第27条2項はあくまでも人権としての創作者個人の権利のみを対象としており、とりわけ創作者の人格権に焦点が絞られているのである。

つぎに、その創作者個人の権利の内容が問われうる。第一に、第27条2項は「科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利」としており、精神的な権利と物質的な利益を対象としている。しかし、起草過程から明らかなのは、精神的利益の保護が繰り返し主張されており、物質的利益、あるいは、経済的な利益に言及されることはほとんどなかった。また、その精神的な利益は「科学的、文学的又は美術的作品から生ずる」ものであるもので、発明、および、著作物に関わるものが中心となる。すなわち、発明者の人格権と著作者人格権を対象としているのである。

発明者の権利について、パリ条約第4条の3は、特許証に発明者の氏名が掲載されることを定めているが、発明者の氏名が正しく掲載されないときの救済については何も触れておらず、各国の裁量の範囲内である⁵¹⁾。日本には、パリ条約第4条の3を直接適用し、発明者名誉権を回復させるために、真の発明者であると主張する者による虚偽の出願を行った者に対する補正手続の請求を認めた大阪地判平成14年5月23日判時1825号116頁（希土類の回収方法事件）、真の発明者であると主張する者による虚偽の出願を行った者に対する損害賠償請求を認めた東京地判平成19年3月23日判例集未登載（ガラス多孔体事件）があるが⁵²⁾、発明者の人格権（発明者

51) *Ibid.*

52) 松井章浩「日本の裁判所におけるパリ条約の適用解釈」知的財産専門研究8号（2008年）158頁－160頁。

名誉権)は日本の特許法にも明文の規定がなく⁵³⁾、発明者の氏名が特許証に掲載されることを超えて、発明者の人格権がどこまで保護されるかということにパリ条約は答えていないのである。第27条2項の起草過程をみても、発明者の人格権への言及はとくに見当たらず、各国の裁量に任されているとしかいえない。

著作者人格権についてはベルヌ条約が明文の規定を有している。現在のベルヌ条約第6条の2は、著作者が「財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する」とする。具体的には、「著作者であることを主張する権利」と「同一性保持権」である。第27条2項の起草過程をみると、フランス代表は、作品が「歪められ、戯画化されることもある」⁵⁴⁾ことを指摘して、同一性保持権の必要性を主張していた。この主張そのものへの反対はとくに存在していなかった。こうしたことからすると、第27条2項における権利の内容は、パリ条約第4条の3やベルヌ条約第6条の2よりも強い権利が想定されていたわけではなく、むしろパリ条約やベルヌ条約とは峻別した形で創作者が有する人格権が意識されていたのである。

さらに、この創作者が有する人格権の保護期間が問われうる。第27条2項は権利の保護期間に言及していないが、起草過程においてフランス代表は、「人類の共同の財産となった後でさえも消滅しない」人格権⁵⁵⁾、あるいは、「経済的利益が消滅した後も消滅しない」人格権⁵⁶⁾を主張していた。いわば人権の帰結として、恒久の人格権を主張していたのである。しかし、この人格権の保護期間については、フランス代表以外からはとくに

53) 上野達弘「発明者名誉権」特許判例百選〔第三版〕(有斐閣, 2004年) 61頁。

54) UN Doc. A/C.3/SR.150, pp.619-620.

55) UN Doc. E/CN.4/AC.1/W.2/Rev.2, p.7.

56) UN Doc. E/CN.4/95, p.13.

見解は示されなかった。他方、ベルヌ条約第6条の2は、「著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、保護が要求される国の法令により資格を与えられる人又は団体によって行使される」とする。さらに、「著作者の死後における保護を確保することを定めていない国は、それらの権利のうち一部の権利が著作者の死後は存続しないことを定める権能を有する」と規定しており、財産的権利が消滅した後の扱いは各国に委ねている。ベルヌ条約の著作者人格権は国際的な人権保護のために起草されたものではないので、各国の裁量に基づいて、恒久的な人格権を認めてもよいし、日本の著作権法のように、著作者人格権は一身専属とし（著作権法第59条）、著作者の死亡とともに消滅するが、消滅後であっても著作物を公衆に提供、提示する者は著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない⁵⁷⁾、と規定してもよいのである。このベルヌ条約の規定に沿って、著作者人格権の保護期間は各国に委ねられているという理解が前提にあり、当時、ベルヌ条約に加入していなかったにもかかわらず、世界人権宣言に創作者の人格権規定が挿入されることに賛成した多くのラテンアメリカ諸国にしても、世界人権宣言において人格権の保護期間を問題にする意図は有していなかったのである。

以上のことからすると、世界人権宣言第27条2項は具体的な内容に踏み込まずに、創作者が有する人格的な利益が人権として保護されることを示しているものであり、具体的な権利の主体、権利の内容、権利の保護期間についての明確な意図が反映されているわけではない。ベルヌ条約の改正作業が各国の主張に影響した側面はあるにせよ、パリ条約やベルヌ条約が規定する内容を越えた人格権の付与も意図されていなかった。そもそも知的財産の国際的保護に関する条約は、伝統的国際法にいう外国人財産の取り扱いの文脈で発展してきた。実際、パリ条約は知的財産法の適用範囲については属地主義が適用されることを基礎に、各国特許の独立を定めて、特許法の実体的内容も各国の裁量に任せている一方で、外国出願に伴う不

57) 島並良, 上野達弘, 横山久芳『著作権法入門』(有斐閣, 2009年) 122頁。

都合を解消するために、内国民待遇により特許出願における外国人差別を排除するとともに、優先権制度により内国民待遇の手續面の実効性を担保している⁵⁸⁾。その後、TRIPS 協定は最恵国待遇を導入し、また、近年では、投資条約において投資財産として知的財産が扱われている⁵⁹⁾。つまり、内国民か外国人であるかにより差別をせず、人間一般を対象に人権を保護しようという国際的な人権保護の端緒である世界人権宣言における創作者の権利規定と、知的財産の国際的保護に関する条約における発明者名誉権規定や著作者人格権規定は、その性格が異なるのである。知的財産の国際的保護に関する条約における発明者名誉権規定や著作者人格権規定は各国の裁量に委ねられ、各国の知的財産政策に左右される事項が多い。したがって、国際人権としての創作者の権利の内容を確定するには、知的財産の国際的保護に関する条約の基準を導入することは難しく、国際人権としての創作者の権利の内容を独自に明確化するしかないが、世界人権宣言の段階では抽象的な内容に留まったのである。

3 国際人権規約における知的財産

(1) 社会権規約第15条1項(c)の起草過程

すべての者の「自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利」を定めている社会権規約第15条1項(c)は、世界人権宣言第27条2項の「すべての者は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する」という規定と類似している。しかし、社会権規

58) Bodenhausen, *supra* note 8, pp.17-26; Chapter 5 “International Treaties and Conventions on Intellectual Property” in *WIPO Handbook on Intellectual Property*, pp. 241-242, paras. 5.1-5.8. 木棚照一「パリ条約の成立とその後の発展」法律時報55巻7号49頁以下。

59) 玉田大「国際投資協定における知的財産権の保護可能性——自由な技術移転と対価回収の確保——」財団法人国際貿易投資研究所公正貿易センター『投資協定仲裁研究会』報告書（平成22年度）（2011年3月）51頁-75頁。

約は世界人権宣言をそのまま引き継いだわけではなかった。

1951年から国際人権規約草案における社会権規定についての議論が国連人権委員会において開始された。当初、創作者の権利をはじめとする文化的権利は教育と文化に関する一つの条項に入れられており、国連教育科学文化機関（UNESCO）は事前に二つの提案を行っていた。創作者の権利に関する第一の提案は、締約国が「すべての適切な手段により、自らが創作者である文学的、芸術的、または、科学的作品から生じるすべての者の物質的利益、および、精神的利益を保護する」義務を負うというものである⁶⁰⁾。第二の提案は、「すべての者は自らが創作者である文学的、芸術的、または、科学的作品から生じる物質的利益、および、精神的利益の保護を得られる」というものである⁶¹⁾。この第二の提案が国連人権委員会第7会期において検討されることになった。

1951年の人権委員会第7会期における議論の焦点は大きく二つあった。第一に、法的拘束力のない世界人権宣言と法的拘束力のある社会権規約との性質の違いである。米国代表とデンマーク代表の見解によれば、最終的には社会権規約第15条1項(c)は世界人権宣言第27条2項と類似することになるが、世界人権宣言は目標の達成が要請される種類の文書であり、社会権規約とは性質が異なるので、世界人権宣言の規定を踏襲することは適切ではない⁶²⁾。第二に、最終的に15条1項(b)となる「科学の進歩による利益を享受する権利」と創作者の権利との関係である。UNESCO代表によれば、創作者の権利はすでに世界人権宣言に挿入されており、また、人類の文化的遺産を絶えず豊かにする創作者を保護する規定が必要である、という⁶³⁾。フランス代表も、文化的生活、および、科学的生活に参加する者の物質的利益、および、精神的利益は保護されるべきであるし、世界人

60) UN Doc. E/CN.4/AC.14/2, p.3.

61) *Ibid.*, p.4.

62) United States, UN Doc. E/CN.4/SR.206, p.12. Denmark, E/CN.4/SR.207, p.11.

63) UN Doc. E/CN.4/SR.228, p.13.

権宣言に定められた原則が国際人権規約から消えることは不幸であると主張した⁶⁴⁾。これに対して、米国代表は、世界人権宣言の起草過程においても主張したように、著作権の事項は国際人権規約で扱うべきではなく、著作権法や著作権に関する条約で処理されるのが適切であると述べた⁶⁵⁾。また、チリ代表も創作者の権利は基本的人権に含まれないと指摘した⁶⁶⁾。こうした議論を経て、文化的権利に関する条項全体は賛成14、反対0、棄権4の賛成多数で採択されたが⁶⁷⁾、創作者の権利に関する提案は賛成7、反対7、棄権4で採択されなかった⁶⁸⁾。

1952年の人権委員会第8会期においても議論は紛糾した。米国代表は再び、創作者の権利の問題は複雑すぎるので、国際人権規約が扱うべきではないと主張し⁶⁹⁾、英国⁷⁰⁾、ユーゴスラビア⁷¹⁾も同調した。これに対して、フランス代表も再び、創作者の権利の挿入が重要であることを主張し、とくに創作者の人格権により作品が剽窃、盗用、切除、許諾のない使用から保護されることを指摘した⁷²⁾。UNESCO 代表は、創作者の権利が複雑な問題であるとしても、国際人権規約により保護することが望ましい旨を述べた⁷³⁾。こうした議論はいわば世界人権宣言の起草過程以来の伝統的なものであるが、ベネズエラとチリが先進国による技術の独占を批判する観点からフランス提案に反対した。すなわち、知的創作物が保護されることは重要であるが、これまで科学的な研究を遂行できず、特許権も取得することができなかった開発途上国を保護する必要がある、開発途上国は一部

64) UN Doc. E/CN.4/SR.229, pp.12-13.

65) UN Doc. E/CN.4/SR.229, p.10.

66) UN Doc. E/CN.4/SR.230, p.8.

67) *Ibid.*, p.7.

68) *Ibid.*, p.8.

69) UN Doc. E/CN.4/SR.292, pp.8-9.

70) *Ibid.*, p.9.

71) UN Doc. E/CN.4/SR.293, p.5.

72) UN Doc. E/CN.4/SR.292, pp.8-9.

73) *Ibid.*, p.13.

の独占者により排他的に保有されている技術的知識の奴隷（thrall）なのだ、というのである⁷⁴⁾。これにエジプト代表も同調し⁷⁵⁾、この段階になって、技術の独占をめぐる南北対立が惹起したのである。この見解に対して、フランス代表は、創作者の権利を保護しないことで開発途上国の好ましからざる状況が救済されるわけではないと反論し、フランス提案に反対の英国代表も、チリの主張は国際人権規約の範囲を超えていると批判した⁷⁶⁾。こうした議論を経て、創作者の権利に関する提案は賛成6、反対7、棄権4で採択されず⁷⁷⁾、創作者の権利を除いた文化的権利の条項、すなわち、社会権規約第15条から1項(c)のみを除外した条文案が採択された⁷⁸⁾。

その後、1957年の国連総会第3委員会第12会期に議論の舞台は移った。創作者の権利を繰り返して提案してきたフランス代表は、創作者の権利の挿入を主張したが、新たな提案は行わなかった⁷⁹⁾。その代わりに、ウルグアイ代表が、創作者の著作権は必須であり、国際人権規約から創作者の権利が欠落すると、創作者に使用料を支払わない外国に頻繁に著作権侵害されることになる、と主張した⁸⁰⁾。英国代表は人権委員会における立場とは異なり、世界人権宣言第27条2項に対応する規定は必要不可欠であるとして、ウルグアイ提案を支持し⁸¹⁾、チリも立場を変えて、万国著作権条約の署名国の一つとして反対する理由はないとして、賛成に転じた⁸²⁾。科学的、創作的活動を奨励する立場からスウェーデン代表が⁸³⁾、創作者の

74) *Ibid.*, p.7.

75) *Ibid.*, p.8.

76) *Ibid.*, p.14.

77) UN Doc. E/CN.4/SR.294, p.4.

78) UN Doc. A/2929, p.329.

79) UN Doc. A/C.3/SR.796, p.11.

80) UN Doc. A/C.3/SR.797, p.6.

81) UN Doc. A/C.3/SR.798, p.5.

82) UN Doc. A/C.3/SR.799, p.5.

83) UN Doc. A/C.3/SR.798, p.7.

権利を認めなければ文化の発展は不可能であるという立場からイスラエル代表が⁸⁴⁾、知的創作物は無節操な編集者や出版社により著作権侵害されるべきではないという立場からドミニカ代表⁸⁵⁾が賛成した。

他方、インドネシア代表は、創作者の権利を定めるには条文が短く、すべての国における一般の人々の要求に照らして検討されるべきだとして、反対の意思を示した⁸⁶⁾。創作者の権利について、世界人権宣言の起草過程では棄権という選択をしてきたソ連代表は人権委員会における議論の結果を示したうえで、創作者の権利は国際人権規約の均衡を狂わせるものであり、世界人権宣言の規定が自動的に国際人権規約に組み込まれるわけではないこと、創作者の権利の保護は国内法が行うべきであり、国際義務にするべきではないことを主張した⁸⁷⁾。チェコスロバキア代表は、異なる国の特別な条件を考慮している既存の知的財産の国際的保護に関する条約上の保護と国際人権規約上の創作者の権利の両方に従うことは難しく、国際人権規約が優位するとしたら、知的財産の国際的保護に関する条約の位置づけが不明確になるとして、反対した⁸⁸⁾。

第3委員会におけるこうした議論を経て、創作者の権利に関する条項は賛成39、反対9、棄権24の賛成多数で採択された⁸⁹⁾。人権委員会第7会期以降、従来の対立点が大きく変化したわけではないが、またも人権委員会の結論は覆されたのである。その理由の一つには、1952年に万国著作権条約が成立しており、チリ代表のように、著作権の保護に関する規定に反対する理由がなかったことがある。また、ソ連を中心とする社会主義経済諸国が科学や芸術、科学者や芸術家を国家の管理下におこうとして、文化的な権利の条項に「平和の維持、および、諸国間の協力のために」という

84) *Ibid.*, pp.9-10.

85) UN Doc. A/C.3/SR.799, p.3.

86) UN Doc. A/C.3/SR.798, p.2.

87) *Ibid.*, p.6 and p.11.

88) UN Doc. A/C.3/SR.799, p.6.

89) UN Doc. A/C.3/SR.799, pp.11-12.

一文を挿入しようと試みた結果、科学や芸術に対する国家の管理が大きな論点となったことが影響しているともいわれている⁹⁰⁾。実際、社会主義経済諸国が採択で反対に回った。

いずれにせよ、世界人権宣言の起草過程以来、創作者の権利は人権であるかどうか、そして、創作者の権利は国際人権条約の範囲かどうかという点については、見解の対立が続いていたことが明らかになった。しかしながら、国際人権規約の起草過程を見るかぎり、法的拘束力のある社会権規約に創作者の権利が規定されたにせよ、国際人権としての創作者の権利が具体的にどのような権利なのか、知的財産の国際的保護に関する条約とどのような関係にあるのかということは、必ずしも十分に議論されていなかったのである。

(2) 社会権規約第15条1項(c)の射程

社会権規約第15条1項(c)に創作者の権利が規定されたにせよ、国際人権としての創作者の権利が具体的にどのような権利なのか、社会権規約第15条1項(c)と知的財産の国際的保護に関する条約がどのような関係にあるのかということは、国際人権規約の起草過程から明らかにはならなかった。この問題について、2005年の社会権規約委員会一般的意見17号が一定の見解を示すことになる⁹¹⁾。

一般的意見17号はまず、人権は人間そのものに固有なものであるもので、人権は個人の基本的、不可譲、かつ、普遍的な権利であるのに対して、知的財産権は国が発明性や創作性にインセンティブを提供しようと努める手段であるので、性質が異なるというのである。

90) UN Doc. A/C.3/SR.795, pp.4-5. Green, *supra* note 4, p.12.

91) United Nations Economic Social Council, Committee on Economic, Social and Cultural Rights, General Comment No. 17 (2005), The right of everyone to benefit from the protection of the moral and material interests resulting from any scientific, literary or artistic production of which he or she is the author (article 15, paragraph 1 (c), of the Covenant), UN Doc. E/C.12/GC/17.

具体的には、第一に、知的財産権は一時的なものであり、取り消されること、他者にライセンスすること、他者に譲渡されることがありうるが、人権は恒久的な権利であるとする。第二に、人権としての創作者の権利は、創作者とその創作物とのつながり、人民、共同体その他の集団と文化遺産とのつながり、創作者が適切な生活水準を享受することができるために必要な物質的利益を保護しているのに対して、知的財産権は企業の利益や投資を保護する。第三に、第15条1項(c)の創作者の権利の範囲は知的財産権の保護範囲と一致しないとする⁹²⁾。

したがって、社会権規約第15条1項(c)と知的財産の国際的保護に関する条約上の保護は区別される。世界人権宣言と国際人権規約の起草過程において、知的財産の国際的保護に関する条約上の保護との区別は必ずしも明確ではなく、むしろベルヌ条約のブリュッセル改正、万国著作権条約の影響が示唆されていたが、一般的意見17号は明確に区別する。

さらに、一般的意見17号は、第15条1項(c)が第15条の他の規定、すなわち、文化的な生活に参加する権利(第15条1項(a))、科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利(第15条1項(b))、科学研究及び創作活動に不可欠な自由(第15条3項)と関連しており、相互に補完し、限定しあう関係であることを示す⁹³⁾。この点は世界人権宣言と国際人権規約の起草過程においても主張されていたが、知的財産権との区別を明確にしたからこそ、知的財産権としてではなく、文化的権利としての創作者の権利を強調するのである。

こうした整理をしたうえで、一般的意見17号は第15条1項(c)の解釈を提示する。第一に、「創作者(author)」はあくまでも個人であり、法人は対象外であることを起草過程から導く⁹⁴⁾。他方、欧州人権条約、欧州基本権憲章は法人の権利も対象にしている。欧州人権条約第1条1項は財産権

92) *Ibid.*, p.2, paras.1-3.

93) *Ibid.*, p.2, para.4.

94) Green, *supra* note 4, p.13.

条項であり、欧州人権裁判所は登録商標の取消が財産の取用に該当するかどうか争われた事件において、第1条1項の規定は知的財産権にも適用されることを判示しているし、その事件における権利の主体は法人であった⁹⁵⁾。また、欧州連合基本権憲章第17条2項は「知的財産権は保護される」という簡潔な規定を有している。欧州人権条約第1条1項と整合的に読むならば、基本権憲章第17条2項も法人を対象としていると理解することができるが、投資財産としての知的財産も保護対象なのかは明確ではないし、社会権規約委員会一般的意見17号とどのように整合するのも明らかではない⁹⁶⁾。法人の権利を承認してきた欧州が特別だということもできるが、知的財産権の多くが法人により有されており、その権利侵害の救済も法人から提起されることを考えると、決して欧州の理解が極論というわけでもない。しかし、社会権規約第15条1項(c)はあくまでも個人の権利に限定しているのである。

第二に、知的財産の国際的保護に関する条約とは区別された社会権規約第15条1項(c)における「精神的利益」については、世界人権宣言、国際人権規約の起草過程に準拠して、「創作者が自己の科学的、文学的、または、芸術的作品の創作者と認められる権利」、および、「創作者の名声や評判を害するような作品の歪曲、毀損、改変」といった行為に異議を申し立てる権利であるとしている⁹⁷⁾。また、「物質的利益」は、自己の財産を所有する権利や十分な報酬に対するあらゆる労働者の権利（第7条(a)）と関連していること、十分な生活水準の権利（第11条1項）の享受につながることが指摘されている。さらに、物質的利益の保護期間は創作者の生存期間を

95) European Court of Human Rights, *Anheuser Busch Inc. v. Portugal* (Application No. 73049/01), 11 October 2005, confirmed by the Grand Chamber of the ECHR, 11 January 2007.

96) クリストフ・ガイガー「知的財産制度の人権化」（張睿暎訳）企業と法創造9巻1号（2012年）294頁。C. Geiger, “Intellectual Property shall be protected!? Article 17 (2) of the Charter of Fundamental Rights of the European Union: a Mysterious Provision with an Unclear Scope”, *European Intellectual Property Review*, 2009, p.113.

97) General Comment No. 17, *supra* note 91, p.5, paras.12-14.

超える必要はなく、一定の期間で十分だとする⁹⁸⁾。

精神的利益と物質的利益について、一般的意見17号は起草過程を参照している。しかし、著作権への言及が中心であり、特許権や発明者の権利への言及がないので、著作者が有する人格権のうちの「氏名表示権」と「同一性保持権」に類する権利が保護されることまでしか明らかではない。科学的な研究成果を生み出した発明者の人格権の範囲は不明である。また、権利の保護期間については、「物質的利益」にしか言及がないので、「精神的利益」の保護期間が明らかではないが、創作者の権利が知的財産権ではなく、恒久的な人権であることが指摘されていたことからすると、期限のない保護が想定されているのかもしれない。

こうしてみると、社会権規約委員会一般的意見17号が明らかにしたのは第一に、社会権規約第15条1項(c)にいう創作者の権利が人権であり、知的財産の国際的保護に関する条約上の保護とは区別されること、第二に、それゆえ、第15条1項(c)にいう創作者の権利は個人の権利であり、法人の権利は対象にしていないこと、第三に、創作者の権利の具体的内容として、少なくとも「氏名表示権」と「同一性保持権」に類する権利があること、第四に、物質的利益に関する権利が少なくとも創作者の生存期間中は認められること、という4点である。社会権規約第15条1項(c)の射程はいまなお、今後の解釈に委ねられる部分が多いのである。

4 おわりに

本稿は、国際人権規約から財産権条項が欠落したのに対して、知的財産に関わる創作者の人格権規定が社会権規約第15条1項(c)として、国際人権規約に挿入された経緯を検討してきた。世界人権宣言の起草過程、国際人権規約の起草過程、および、社会権規約委員会一般的意見17号を通じた検討から明らかになったのは、社会権規約第15条1項(c)にいう創作者の権利

98) *Ibid.*, p.5, paras.15-16. Helfer and Austin, *supra* note 4, pp.193-194.

が個人の人権であり、知的財産の国際的保護に関する条約上の保護とは区別されること、法人の権利は対象にしていないこと、少なくとも氏名表示権と同一性保持権に類する権利を含んでいること、物質的利益に関する権利が少なくとも創作者の生存期間中は保護されることであった。裏を返せば、社会権規約第15条1項(c)と知的財産の国際的保護に関する条約上の保護との関係は不明確である。また、権利の内容についても、第15条1項(c)により、発明者の権利がどこまで認められるかははっきりせず、精神的利益の保護期間も必ずしも明確にされていない。

以上のように、社会権規約第15条1項(c)の創作者の権利はかなり限定的なものであるが、創作者の権利は財産権条項が欠落したことによる影響を受けることはなく、国際人権規約に踏みとどまったのである。国際人権規約の起草過程においては知的財産の保護による先進国の技術の独占が開発途上国を不利な立場に置くことが指摘されてはいたが、知的財産をめぐる財産権の側面、あるいは、外国法人の権利の問題が捨象されていたからこそ、文化的な権利の一つとして、人格権の側面が法的拘束力のある文書にも生き残ることができたといえよう。

それゆえ、世界人権宣言第27条2項も社会権規約第15条1項(c)も、いわゆる知的財産と人権の関係という問題のすべてに解を与えるわけではない。たとえば、すでに20年近く争われてきた医薬品特許の強制実施をめぐる問題は、知的財産権の権利者が第三者に対して権利を行使するときに、国際人権を根拠にその権利行使が制限されるかという問題である。このとき問われるのは社会権規約第15条1項(c)にいう創作者の権利ではなく、健康の権利である⁹⁹⁾。また、遺伝資源、あるいは、伝統的知識、伝統的文化表現をめぐる先住民族の権利についても南北が対立する問題として、いまなお議論が続いているが、社会権規約第15条1項(c)は個人の権利を対象にしていたことからすると、先住民族という集団の権利についての直接の

99) Helfer and Austin, *supra* note 4, pp.90-170.

解を得ることはできない¹⁰⁰⁾。しかし、伝統的知識や伝統的文化表現については、知的財産権として経済的な利用を独占することを先住民族が必ずしも望んでいるわけではなく、むしろ先住民の規範に基づく管理と利用が重要なのであれば、人権として的人格権から検討する価値は十分に内在している¹⁰¹⁾。国際人権条約における知的財産についての本稿の検討は、国際的な知的財産法秩序を明らかにするための最初の礎となるのである。

- * 本稿は、JSPS 科研費26285013（研究課題「名古屋議定書における人権、経済及び他の協定との相互連関——京都議定書との比較研究——」）の助成を受けた研究成果の一部である。

100) 常本照樹「先住民族の文化と知的財産の国際的保障」知的財産法政策研究 8 号（2005 年）18頁 - 19頁。Yuko Osakada, *The Nagoya Protocol in an Indigenous Peoples' Perspective*, 中京法学50巻 2 号（2015年）197頁以下。Helfer and Austin, *supra* note 4, p.193.

101) 鈴木將文「生物多様性条約と知的財産制度」ジュリスト1409号（2010年）29頁。